

利根川下流部係留船対策計画

平成 1 7 年 7 月 2 9 日

利根川下流部水面利用協議会

目 次

1. 利根川下流部係留船対策の概要	1
(1) 目的	1
(2) 対象区域	2
(3) 対象船舶	2
(4) 策定の手続き	2
2. 基本方針	3
(1) 係留届出制度の制定	3
(2) 河川法に基づく係留施設の適正化	3
(3) 係留施設の利用並びに管理運営ルール	3
(4) 将来の係留施設の適切な整備計画の検討	3
3. 係留届出制度	4
(1) 届出制度の目的	4
(2) 占用許可受者、河川管理者、船舶所有者の責務	4
(3) 未届出船舶の取り扱い	5
(4) 届出の手続き	5
4. 暫定係留施設の方針	6
(1) 暫定係留施設と係留船舶に関する基本方針	6
(2) 暫定係留施設の設置場所	7
(3) 暫定係留施設の構造	9
5. 係留船施設の係留・運営管理ルール	10
(1) 係留船施設のルールの基本的考え方	10
(2) 係留施設の係留ルール	10
6. 将来の係留施設の計画	13
(1) 段階的な施設整備の枠組み	13
(2) 将来施設の計画等に関する基本的な考え方	13
(3) 施設の整備のイメージ	14

1. 利根川下流部係留船対策の概要

(1) 目的

利根川の下流部は、低平地・穀倉地帯である千葉県と茨城県の県境を流下し、銚子沖で太平洋に注ぐ我が国有数の大河川であり、洪水等に対しての安全性や利水機能とともに、内水面漁業の場として利用され、近年においてはレクリエーションの場としても注目されています。

しかし、利根川下流部はこの広々とした河川空間・水面を有することから、近年、多様なレクリエーション利用の増加とともに、河川利用者間のトラブルや、許可を受けない栈橋の設置、持ち主の特定出来ない船舶の係留など、船舶に関わる無秩序な利用形態が増えてきています。

特に係留船は、従来の漁船などの係留に加えてプレジャーボートなども増えており、広く人々の利用に供すべき公共物である河川において、秩序を保ちつつ、人々に気持ちよく利用される河川空間を創出することは、今後の大きな課題であります。

こうした無秩序な係留をこのまま放置することは、さらに問題を積み重ね、複雑化し解決の道を困難にする恐れがあり、河川法に基づく管理行政の公平性の観点からも放置することは出来ません。

このようなことから、学識者、水面利用関係者、行政関係部署で構成される「利根川下流部水面利用協議会」において、係留船対策計画を策定し、秩序ある係留環境への指針とするものであります。

(2) 対象区域

本協議会における検討対象区域は、利根川本川の利根川下流河川事務所管理区間（-1.5km～86.0km）ならびに、小貝川の利根川合流点から豊田堰までの約1km区間とします。



(3) 対象船舶

本計画に適用される対象船舶は、波崎・銚子漁港内の船舶を除く、利根川下流部の河川区域内に係留されている全ての船舶（漁船（動力船・非動力船）、プレジャーボート、警戒船、台船、作業船、ヨットなど）とする。また係留とは、高水敷に陸置きしているものを含むものとする。

(4) 策定の手続き

利根川下流部係留船対策計画は、学識経験者、水面利用関係者（漁協、マリ
ン事業協会）、警察、海上保安庁、沿川自治体、千葉県、茨城県、独立行政法人、
国土交通省で構成する「利根川下流部水面利用協議会」において、水面利用に
関する事項の内、係留船対策に関する事項を協議し、構成員の合意の基に策定
するものとする。

2. 基本方針

利根川下流部における現在の無秩序な係留状況を解消するためには、河川法に基づき一定の要件を満たした係留形態を正式に許可し、全ての係留船を把握・管理してゆく必要がある。

この係留船対策計画に基づき、河川管理者は占用許可の手続きを進める。その他、全ての関係者は、この計画に基づき秩序ある係留環境の実現を図るものとする。

(1) 係留届出制度の制定

秩序ある係留環境の管理水準を維持するためには、許可船舶と無許可船舶を明確に区分するための「係留届出制度」を制定し、係留施設への係留を希望する船舶は係留届出を行い、さらに、占用許可受者が受入可能と判断して係留を認める場合に限り、係留が許可されるものとする。

なお、登録を受けていない船舶は、無許可係留船舶として河川法に基づき対処するものとする。

(2) 河川法に基づく係留施設の適正化

現在すでに許可している泊地等に加え、現位置における簡易な係留施設も暫定係留施設として河川法に基づき許可する。

係留施設の管理水準を適正に維持できる団体として、国・地方自治体等の他、当協議会で認める漁業協同組合等を占用許可受者とする。

一方、占用許可を受けていない施設については、河川法に基づき対処するものとする。

(3) 係留施設の利用並びに管理運営ルール

係留施設が適切に管理できるよう、ルールを定めておくものとする。

洪水時等の緊急時においては、係留施設の管理者や、船舶所有者による自己責任において、避難等を実施していくものとする。

また、係留船舶が安全に避難するための情報連絡体制に関する仕組みを整備していくものとする。

(4) 将来の係留施設の適切な整備計画の検討

将来の秩序ある係留環境の実現に向け、地域の特性や河川特性を踏まえ、治水支障とならない箇所に、質並びに管理水準の多様な恒久施設を整備していくことや、船舶上下架施設（斜路）を整備し、河川区域外の陸上保管を促すことを検討する。

3. 係留届出制度

(1) 届出制度の目的

前述の基本方針を踏まえ、秩序ある係留環境を実現するために、占用許可を受けた係留場所（船だまり・河道内）において、係留許可船舶（漁船・プレジャーボート等）を明確化させるとともに、適切な管理を行うため、波崎・銚子漁港を除く全船舶に対して、係留届出制度を制定する。

(2) 占用許可受者、河川管理者、船舶所有者の責務

1) 占用許可受者

占用許可受者は、係留場所の施設管理者である。

占用許可受者は、占用場所に係留している船舶を整理・把握し、届出船舶リストをとりまとめ、河川管理者へ提出する。

河川管理者より交付された係留届出済ステッカーを各船舶所有者に配布し、ステッカーを貼付させる。

2) 河川管理者

河川管理者は、占用許可受者が整理した届出船舶リストに対応するステッカーを、占用許可受者へ交付する。届出船舶リストにない未届出船については、不法占用として河川法に基づき対処するものとする。

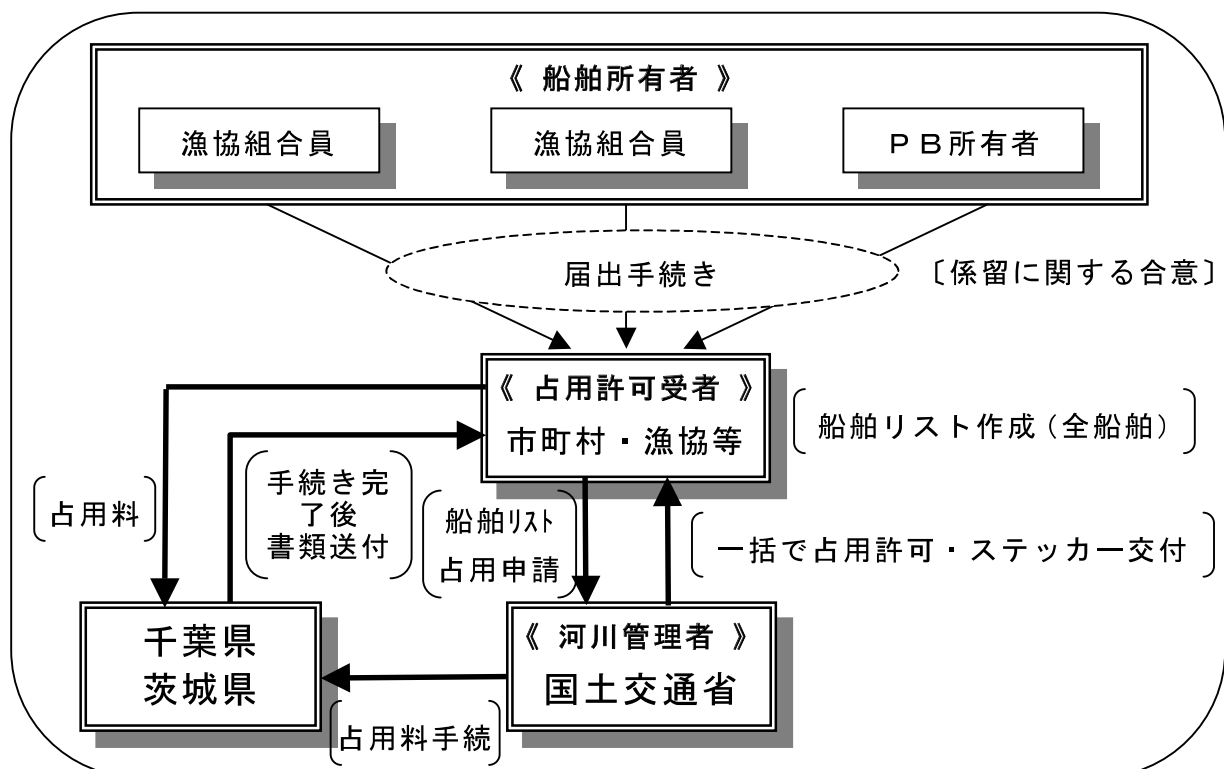
3) 船舶所有者

船舶所有者は、係留施設に船舶を係留している者とする。

占用許可受者との間に係留に関する合意を得た後に、所定の届出を行う。

また、届出を行った船舶に関しては、届け出た係留場所に係留し、洪水時対応等の自己責任を負うものとする。

係留船舶の船体には、河川管理者が交付した係留届出済ステッカーを貼付しておくものとする。



(3) 未届出船舶の取り扱い

本届出をしていない船舶は、河川区域内の未占用の場所への係留はもちろんのこと、占用許可を受けた施設への係留も認められないものとする。

未届出船舶、及び係留届出済ステッカーが貼付されていない船舶は、河川法に基づき対処するものとする。

(4) 届出の手続き

係留の希望者は、必要事項を占用許可受者に届出る。占用許可受者は、国土交通省へ係留の届出船舶リストを提出し、国土交通省は所定の審査の後、届出の証明となる「係留届出済ステッカー」を係留場所である各占用許可受者へ交付し、船舶所有者は各占用許可受者よりステッカーを受領するものとする。

届出内容に変更があった場合は、占用許可受者は速やかに国土交通省に届けるものとする。なお、双方が保管している届出船舶リストは毎年更新するものとする。

届出に際して必要な事項のリストは、以下の通りとする。

- ・ 届出者の住所、氏名、電話番号（携帯電話番号）
- ・ 船舶の種類
- ・ 係留保管の場所
- ・ 船舶の諸元
- ・ 製造年月日

以下に係留届出済ステッカーのイメージ例を示す。



※ 係留届出済ステッカーは、各占用許可受者ごとにまとめる。

4. 暫定係留施設の方針

(1) 暫定係留施設と係留船舶に関する基本方針

- 1) 将来、恒久的係留施設が整備されるまでの間、河道内の現係留場所における簡易な係留施設で、一定の条件に満たすものを暫定係留施設として認め、占用を河川法に基づき許可するものとする。

係留船対策の対象船舶と、係留場所別における占用許可条件の原則と緩和条件は、以下の通りとする。この許可条件に基づき、占用許可を行うものとする。

係留場所 係留船対策対象船舶	船だまり等 (現状で占用許可済)	河道内・陸上 (暫定係留施設に許可)
漁 船 (動力船)	○	○
漁 船 (非動力船)		
プレジャーボート		×※1
警戒船		
台船		
作業船		
ヨット		

○：占用許可 ×：占用不許可

< 占用許可の緩和要件 >

※ 1：漁協等の団体が占用許可受者となり、船舶所有者と保管・管理のルールが確立している場合

- 2) 占用許可を受けた現係留場所と係留施設は、恒久施設が整備される段階毎に暫時解消されていくものとし、暫定係留施設の使用期間は10年間とする。
- 3) 暫定係留施設の対象は、河道低水路や支川、水路に係留している船舶の係留施設及び高水敷に陸置きされている施設とする。この施設に係留を認める船舶は、現在既に係留されている船舶のみとする。
- 4) 洪水時には暫定係留施設に係留している船舶は、堤内地側水路等治水上安全な場所に避難し、河道内の暫定係留施設には杭のみが残るものとする。
- 5) 現係留場所において、不適切な係留形態と係留場所については、係留禁止区域として設定し、係留禁止区域内の船舶は移動するものとする。なお、移動先の係留構造は、河川管理者の認める簡易な構造とする。

(2) 暫定係留施設の設置場所

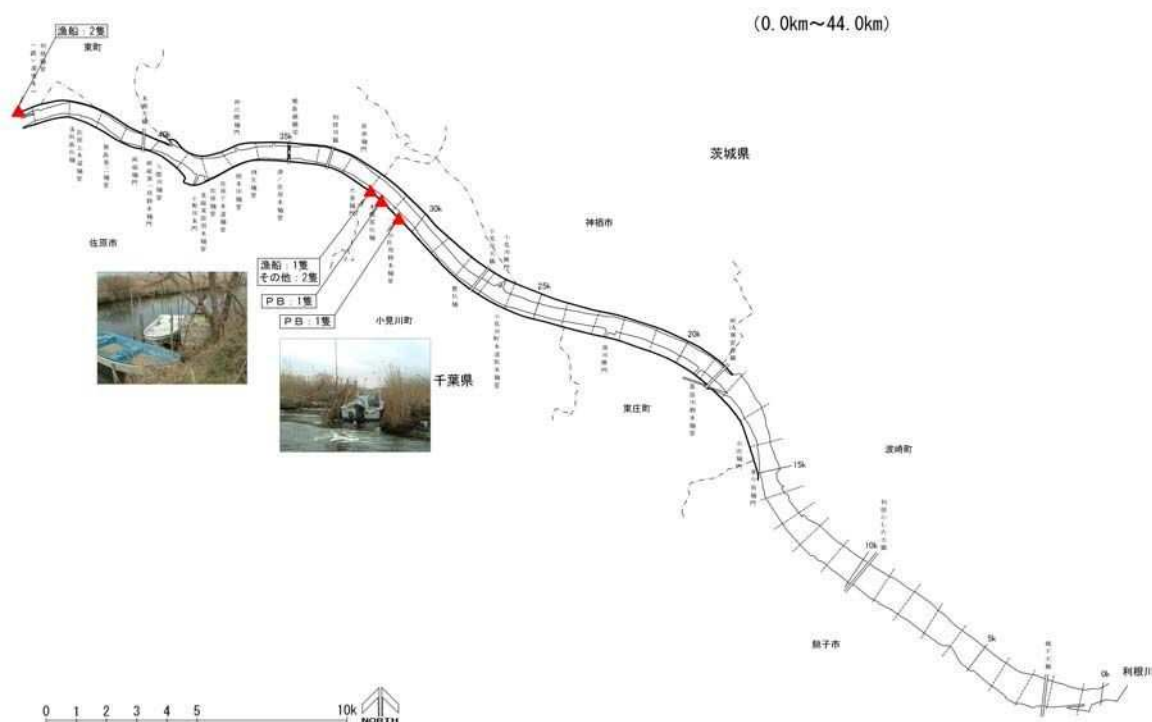
1) 設置場所の条件

暫定係留施設の設置場所は、係留禁止区域以外の以下の条件を満たす場所とする。

- ① 治水に支障のない場所・構造とする。
 - ・ 水理検討に基づいた現場所の安全性を確認し、新たに設置される暫定係留施設の杭頭は概ね、高水敷高までとする。
- ② 平常時は維持管理がしやすく、流出の恐れがないものとする。
 - ・ 新たに設置する暫定係留施設については、所有者が修理可能な簡易な施設構造とする。
- ③ 水門操作等の影響がなく、船舶損傷の危険性が小さい場所に設置することとする。
 - ・ 船長分程度の長さは、水門門扉から距離をおくものとする。

2) 係留禁止区域の設定

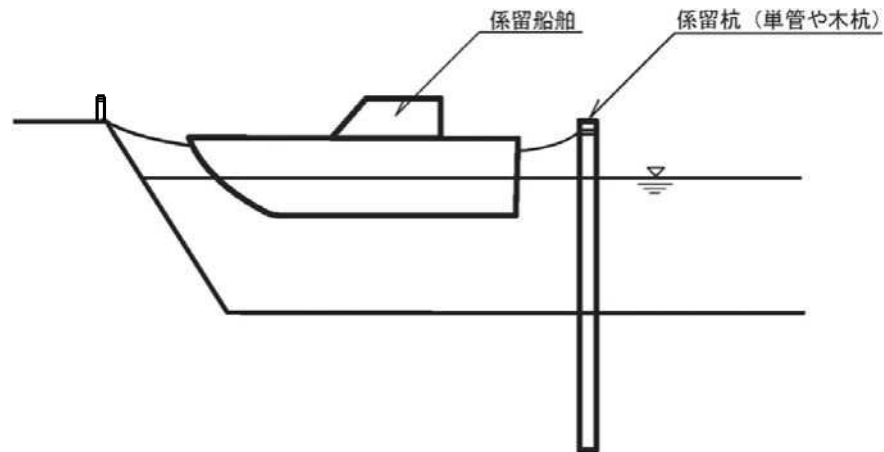
直接、樋管のゲートのすぐ脇や手すりに係留している場合、あるいは樹木への係留、水門・閘門、揚排水機場などの現係留場所は、「係留禁止区域」として設定する。こうした禁止区域に位置する船舶は、一定の基準を満たす区域へ移動を条件に係留を許可する。



(3) 暫定係留施設の構造

利根川下流部において適切と考える暫定係留施設の構造は、将来の恒久的施設が整備されるまでの暫定施設であることから、簡易な構造としての木杭及び単管構造が想定される。

現係留場所で構造的に問題がない場合を除き、移動・再設置する場合は、設置場所の条件を考慮し、木杭及び単管のどちらかを選択するものとする。



暫定係留施設の構造例

5. 係留船施設の係留・運営管理ルール

(1) 係留船施設のルールの基本的考え方

- 1) 詳細なルールは、利根川下流部水面利用協議会で合意された事項の範囲内で各占有許可受者に委ねるものとする。
- 2) 占有許可受者は、船舶の係留場所を船舶所有者に使用させ、係留施設の設置や管理を行う。ただし、船舶所有者と利用ルールを定め、利用者の責任を決めることが出来る。
- 3) 係留できる船舶所有者は当該施設の性格を理解し、利用のルールを遵守できる方々のみとする。
- 4) 当該施設に係留していることを証明するステッカーを船体に貼付する。
- 5) 他地域より暫定係留施設へ一時的に係留しようとする船舶は、占有許可受者と協議し、その取り扱いを明確にしておくものとする。
- 6) 占有許可受者と船舶所有者等の役割と責任分担を明確にする。施設ごとの利用ルールにもよるが、基本的には暫定係留施設並びに係留船舶は所有者の自己責任の下に管理する。

(2) 係留施設の係留ルール

1) 係留ルールの原則

- ① 暫定係留施設の利用は、利根川下流部水面利用協議会の合意した当該ルール（本計画②～⑦）の枠内での利用とする。
- ② 施設及び船舶の所有者は、各占有許可受者と合意したルールを遵守するものとする。
- ③ 認められた係留場所より、占有許可受者に無断で移動したり、河川管理者へ無断で工作物を設置することは禁止する。また、占有許可受者、河川管理者の指導や助言には従うものとする。
- ④ 施設及び船舶の所有者は、各占有許可受者と締結した利用ルールを遵守し、登録された船舶のみ係留利用ができるものとする。
- ⑤ 決められた暫定係留施設以外の係留施設等への係留は禁止する。
- ⑥ 移設・再設置する暫定係留施設の構造は、河川管理者が各占有許可受者に対し認めたものに限定する。
- ⑦ 係留の届出を行い、届出済のステッカーを船体に貼付する。

2) 係留ルール

① 法令等の遵守

次に例示するものの他、関係法令を遵守すること。

- ・ 河川法及び港湾法
- ・ 港則法その他の海事関係法令
- ・ 消防法その他消防関係法令及び各自治体火災予防条例
- ・ 漁業関係法令
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の環境保全条例

- ・ 道路交通法
- ・ 小型船舶の登録等に関する法律
- ・ プレジャーボート関係県条例
- ・ 迷惑防止条例

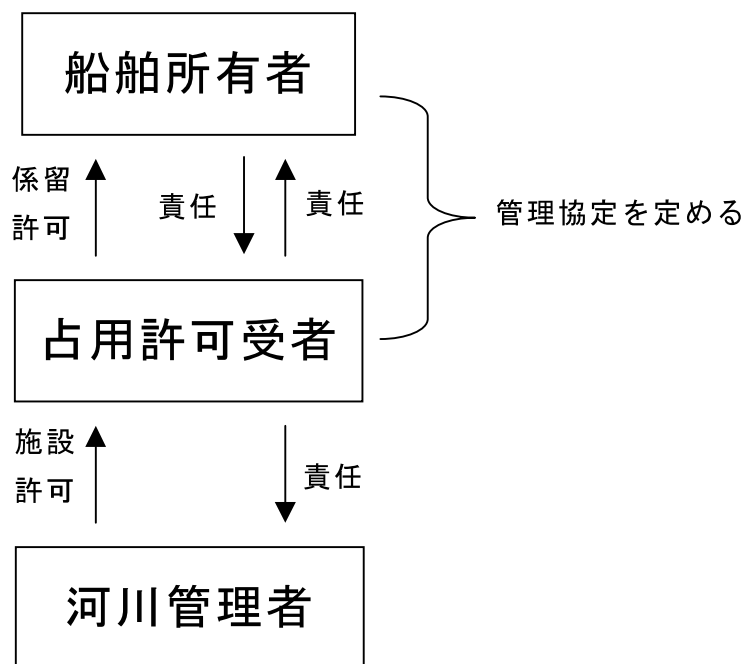
② 地域環境等に対する配慮

暫定係留箇所において、迷惑行為を慎み、船体からの油の流出の防止に努め、河川環境の保全を図るものとする。また、他の水面利用者への迷惑とならないように利根川の水面を利用するものとする。

- ・ 便所・ゴミ等については、利用者自らの責任をもって適切に対処すること。
- ・ 水門等の開閉操作に支障が無いように係留ルールを守ること。
- ・ 漁業活動の支障となる行為を行わないこと。

③ 係留施設の管理運営

暫定係留施設並びに船舶の維持管理は、その船舶所有者自身が占用許可受者に対して責任を持つ。占用許可受者へ事故等による施設並びに船舶の損傷等の過失責任を問うことはできない。また、占用許可受者は河川管理者に対して全責任を持つ。



④ 管理協定

・ 自主管理

河道内の係留施設に係留する船舶は、その所有者による自主管理を基本とする。所有者は、洪水時の避難体制を整備し、船舶等の適切な管理を行う。

また、洪水時に暫定係留施設に係留している船舶は、船舶所有者自らの責任で対処するものとする。

・ 安全確認

占用許可受者は、安全確認を行うものとする。

・ 避難指示

占用許可受者は必要に応じて、船舶等に対して避難指示を出すものとし、船舶等の所有者は、この占用許可受者の指示に従うものとする。

・ 緊急連絡網

占用許可受者と係留保管場所毎の船舶所有者との間には、緊急連絡網を整備するものとする。

・ 事故時の対応

暫定係留施設、係留船舶において事故が発生した場合、船舶の所有者は速やかに占用許可受者へ連絡するとともに、警察や消防、河川管理者への通報義務を負うものとする。

6. 将来の係留施設の計画

(1) 段階的な施設整備の枠組み

利根川下流部の秩序ある係留環境を実現していくためには、地元の状況や船舶所有者の実情に応じて、簡易な暫定係留施設から将来の恒久施設（船だまりや河川マリーナ等）までの様々な整備水準がある。

また、船舶上下架施設（斜路）の充実を図り、河川区域内の係留船そのものを減らしていくことも、解決に向けての重要な方向性である。

将来の恒久施設の実現は、秩序ある係留環境のみならず、秩序ある水面利用の実現も促すとともに、交流の促進、防災対策、地域振興等、地域の多様な要請にも応えられるものとなる。

そのため、将来に向けては、治水に支障がなく、景観、利用、自然環境と調和し、地域や河川の特성에応じた多様な係留施設の整備が考えられる。

(2) 将来施設の計画等に関する基本的な考え方

- 1) 暫定係留施設設置後、より良い係留環境の実現に向けて、地域の要請や実情に応じた各種条件に適合した段階的な整備水準に向けて努力していくものとする。
- 2) 恒久施設は、暫定係留期間終了後、暫定係留施設に係留している船舶を受け入れる施設であり、防災上・景観上、その他秩序ある係留環境を実現するものである。
- 3) 河道内に恒久的な船だまりを整備する場合には、洪水時に船舶は堤内地へ避難し、河道内には船舶を残置せず、杭のみが河道内に残る。
- 4) 船舶上下架施設（斜路）の整備により、河川区域外の陸上保管を促し、河道内係留を減らす。
- 5) 地域と一体となり、将来構想等に組み込まれた河川整備を推進する。
- 6) 利根川下流部水面利用協議会で合意された係留ルールに基づく利用を促進する。

(3) 施設の整備のイメージ

下記に示すようなイメージを組み合わせ、実施可能な箇所において実現を図るものとする。



堤内地陸上保管の整備イメージ



斜路の整備イメージ



河道内泊地の整備イメージ



河川マリーナの整備イメージ